

2025年12月2日

福島県議会議長 矢吹 貢一 様

日本共産党福島県議会県議団

団長 神山 悅子

副団長 宮川えみ子

幹事長 宮本しづえ

政調会長 大橋 沙織

少数会派を尊重してきた福島県議会の歴史に鑑み、
議員への質問機会を十分に保障する民主的議会運営を求める申し入れ

県議会は任期後半に向けた議会構成が決まりました。日本共産党県議団として、県民の医療・福祉を重視する立場から、かねてより福祉公安常任委員会への所属を希望していましたが、この二十数年間および今任期についても、実現しませんでした。特定の会派を特定の常任委員会に所属させないということは、議会の民主的運営からみてきわめて異常といわざるを得ません。同時に、議長・副議長ポストおよび各常任委員会正副委員長の役職についても、福祉公安委員長を除き、自民党会派独占というこれまでと同様の議会運営が強行されました。10/21に党県議団として民主的運営を求める議長申し入れも行いましたが、完全に無視をされたも同然です。

さらに重大なのは、昨年6月定例会で、少数会派の一般質問回数を事実上削減することを議会運営委員会で決定、この決定により、党県議団はこれまで毎議会認められてきた一般質問が年間3回に制限されました。少数会派や少数意見を大事にする福島県議会の歴史逆行するものです。福島県議会の会議規則は、「一般質問については、通告者全員の発言を認めることとするが、1日5人程度をめどに調整する」と明記され、県議の質問を最大限認めています。党県議団は1995年以降、2人のときも3人のときも、30年余にわたり毎議会で一般質問が認められてきました。

2023年の改選で、自民党、県民連合、日本共産党、公明党の4つに加えて、2人会派と1人会派が新たに誕生し、6会派となりました。少数会派の多様な意見を保障する民主的議会運営が求められる中、多数会派の主導で一般質問人数を1日5人に限定し、年間9日間(6・9・12月定例会は各2日間、2月定例会は3日間)とすることを決定。議員定数58人のうち年間45人とする総枠を決め、これを各会派に比例配分する新たなやり方で、事実上、少数会派の質問回数を制限することを多数決で決めました。

県内すべての市町村議会は午前中から本会議を開催し、活発な議論の場を保障しています。また、全国の都道府県議会でも午前中から本会議を開催しているところが多数であり、鳥取県議会は議員定数が福島県議会よりはるかに少ないにも関わらず、毎議会一般質問を6日間以上開催し、議員の質問を保障しています。午後1時としている開会時間をあらため、午前中から本会議を開くなど、議会運営の見直しで質問時間を増やし、希望者全員の質問を認めることは十分可能で、最低でも少数会派の議員1人に年1回以上の一般質問を保障するべきです。

福島県議会は、1878年(明治11年)、全国に先駆けて県独自の規則・民会規則をつくり、最初の議会が開かれました。これは他県には例がなく、自由民権運動を主導し、国民の幅広い声を反映する政治の実現を目指した河野広中氏を生んだ本県議会の歴史に今こそ学ぶことが必要です。

以上の理由から、新議長のもとで民主的な議会運営を主導するよう求め、以下申し入れます。

記

- 1、少数会派の発言を抑制することは、多様な県民の声を反映する機会を奪うものである。
少数会派を大事にしてきた福島県議会の歴史に鑑み、議員への質問機会を十分保障する民主的な議会運営を行うこと。
- 2、最低でも少数会派の議員1人に対し、年1回以上の一般質問を保障すること。
- 3、午後1時としている本会議開会時間の見直しなど、議会運営を見直すことで質問時間を増やし、希望者全員の質問を認めること。

以上